

変更届書の添付書類等

事 項		薬局開設者等が薬局の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は変更したとき							
根 拠 法 令		法 律 第 10 条、第 19 条、第 38 条、第 40 条 施 行 令 第 2 条の 14、第 35 条、第 57 条 施行規則 第 16 条、第 16 条の 2、第 99 条、第 100 条、第 159 条の 19、第 159 条の 20、第 174 条、第 176 条							
提 出 部 数		松本市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業及び管理医療機器販売業・貸与業：1 部（松本市保健所）							
	変 更 事 項	薬 局	造 薬 局 製 剤 業	造 薬 局 製 剤 業	店 舗 販 売 業	特 例 販 売 業	業 療 高 度 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	貸 与 業 ・ 管 理 医 療 機 器 販 売 業	添付書類等
1	開設者・営業者の氏名・住所	○	○	○	○	○	○	○	・個人氏名の変更の場合は戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書 ・法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （ただし、管理医療機器販売業・貸与業は添付不要）
2	薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）	○	○	○	○	○	○	○	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・責任役員の画定表 ・新たな責任役員に係る医師の診断書（法律第 5 条第 3 号に該当するおそれがある場合のみ。ただし、特例販売業においては、それに関わらず必要） ・変更届書の備考欄に、変更後の責任役員の法第 5 条第 3 号に掲げる欠格事項への該当の有無を記載すること。 （ただし、管理医療機器販売業・貸与業は添付書類不要、備考欄の欠格事項への該当の有無の記載は必要）
3	許可の別	－	－	－	－	－	○	－	なし
4	薬局等の構造設備の主要部分	○	－	○	○	○	○	○	・変更前後の平面図 ・変更後の構造設備の概要書
5	通常の営業日及び営業時間	○	－	－	○	－	－	－	なし
6	管理者の氏名又は住所	○	○	○	○	○	○	○	・雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ・資格を証する書類（免許証等の写しの場合は原本照合） ・業務（実務）経験を証明する書類（必要な場合）
7	管理者の週当たり勤務時間数	○	－	－	○	－	－	－	・雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類
8	管理者以外の薬剤師・登録販売者の氏名	○	－	－	○	－	－	－	・雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ・資格を証する書類（免許証等の写しの場合は原本照合）
9	管理者以外の薬剤師・登録販売者の週当たり勤務時間数	○	－	－	○	－	－	－	・雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類
10	放射性医薬品を取り扱うこととなったとき	○	－	－	－	－	－	－	・放射性医薬品の種類 ・放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
11	取り扱う放射性医薬品の種類	○	－	－	－	－	－	－	なし
12	当該施設で併せ行うその他の業務の種類	○	－	－	○	○	－	○	なし
13	販売（授与）する医薬品の区分	○	－	－	○	－	－	－	なし
14	薬局等の名称	●	－	○	●	○	○	○	なし
15	主たる機能を有する事務所の名称及び所在地	－	○	－	－	－	－	－	なし
16	相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	●	－	－	●	－	－	－	なし
17	薬剤師不在時間の有無	●	－	－	－	－	－	－	・変更届出書の備考欄に、調剤室を閉鎖する方法を記載すること。
18	特定販売の実施の有無	●	－	－	●	－	－	－	なし（新たに特定販売を行おうとする場合には、本表 19 から 26 の事項を届け出ること）
19	特定販売を行う際に使用する通信手段	●	－	－	●	－	－	－	なし
20	特定販売を行う医薬品の区分	●	－	－	●	－	－	－	なし
21	特定販売を行う時間	●	－	－	●	－	－	－	なし
22	営業時間のうち特定販売のみを行う時間	●	－	－	●	－	－	－	なし
23	特定販売の広告に薬局等の正式名称と異なる名称を表示するときは、その名称	●	－	－	●	－	－	－	なし
24	主たるホームページアドレス	●	－	－	●	－	－	－	なし（ホームページの閲覧に必要なパスワード等がある場合には、備考欄にパスワード等を記載すること）
25	主たるホームページの構成の概要	●	－	－	●	－	－	－	・ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類（カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様の資料を添付すること）
26	特定販売のみを行う時間がある場合は適切な監督に必要な設備の概要	●	－	－	●	－	－	－	－
27	健康サポート薬局である旨の表示	●	－	－	－	－	－	－	・健康サポート薬局の基準に適合することを明らかにする書類及び「健康サポート薬局」の基準への適合状況確認シート

凡例）●：事前届出 ○：事後届出（30 日以内）